

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和6年度 建物59.34㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 森住 直樹 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R6.4.1	日本コークス工業(株) 九州事務所 福岡県大牟田市小浜町 1-2-1	5010601029770	別紙のとおり	2,142,148	2,142,148	100.00%	
令和6年度 土地81,731.38㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 森住 直樹 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R6.4.1	日本コークス工業(株) 九州事務所 福岡県大牟田市小浜町 1-2-1	5010601029770	別紙のとおり	15,937,619	7,968,809	50.00%	
土地800㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 森住 直樹 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R6.4.16	福岡市 福岡市中央区天神 1-8-1	3000020401307	別紙のとおり	924,440	924,440	100.00%	
土地2,000㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 森住 直樹 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R6.4.16	福岡市 福岡市中央区天神 1-8-1	3000020401307	別紙のとおり	2,311,100	2,311,100	100.00%	
土地3,857.7㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 森住 直樹 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R6.5.7	福岡市 福岡市中央区天神 1-8-1	3000020401307	別紙のとおり	1,394,667	1,394,667	100.00%	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	備考
灯浮標修理	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 森住 直樹 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R6.5.20	(株)緑星社 神戸営業所 兵庫県神戸市長田区神楽 町2-3-1	8010001060349	別紙のとおり	1,584,000	1,441,000	90.97%	
土地3,857.7㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 苔口 聖史 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R6.8.1	福岡市 福岡市中央区天神 1-8-1	3000020401307	別紙のとおり	1,394,667	1,394,667	100.00%	
令和6年度 福岡空港増設滑走路・国際線旅客ターミナルビル等増改築供用式運営業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 苔口 聖史 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R7.2.12	(株)西鉄ホテルズ 福岡市中央区大名2-6-60	8290001019391	別紙のとおり	3,553,704	3,553,704	100.00%	

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

随意契約理由書

1. 業 務 名：令和6年度建物59.34㎡賃貸借
2. 契約の相手方：日本コークス工業株式会社 九州事務所
3. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項
4. 随意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本建物は、三池港整備事業に伴う工事現場の監督業務や施工打ち合わせ等を行うための事務所用として賃貸借するものである。

(2) 理由

本事業を円滑に遂行するためには、工事現場の近くに事務所を置くことが必要である。また、港湾管理者等との施工打合せ等を開催することが多くなるため、交通の利便性等も重要であり、駅等に近い大牟田市内に事務所を確保することが必要である。

これらの要件を満たす物件を日本コークス工業株式会社九州事務所から平成27年度から借り受けており、今年度も引き続き借り受けることが最適と判断される。

よって、会計法第29条の3第4項により、日本コークス株式会社九州事務所と随意契約するものである。

随 意 契 約 理 由 書

1. 業 務 名 : 令和6年度土地81,731.38㎡賃貸借
2. 契約の相手方 : 日本コークス工業株式会社 九州事務所
3. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項
4. 随意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本土地は、三池港航路(-10m)浚渫工事で発生する浚渫土砂を一時揚土する土砂仮置場や土砂仮置場までの進入路、余水処理用の放流管を設置しているため賃貸借するものである。

(2) 理由

浚渫工事で発生する浚渫土砂から海水を分離除去するため、一時揚土する仮置き場として広大な土地が必要である。三池港に隣接する土地は、多くがすでに利用されているか、または売却予定のため賃借可能な土地は限られている。

三池港の利用状況から、揚土船接岸場所が限定されているため、接岸箇所から揚土施設まで可能な限り最短のルートで、既設の工場施設や事業者の事業活動に影響を与えず、事業継続期間中変更を要しない場所で賃借可能な土地を平成30年度の事業開始時に選定した結果、日本コークス工業株式会社所有の同土地しかなかった。

そのため、平成30年度より同土地の賃借を行い、事業を実施している。

よって、会計法第29条の3第4項により、日本コークス工業株式会社 九州事務所と随意契約するものである。

随意契約理由書

1. 業 務 名：土地800㎡賃貸借
2. 契約の相手方：福岡市
3. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項
4. 随意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本土地は、「博多港（箱崎ふ頭地区）航路・泊地（-1.2m）（改良）浚渫事業」および「博多港（中央航路地区）航路（-1.2m）（改良）浚渫事業」において、継続的に汚濁防止柵の組立・解体を行うために使用するものである。

(2) 理由

本工事現場の近隣にあつて専用かつ効率的な作業が可能な土地は、福岡市所有の香椎6号野積場しかなかった。

よつて、会計法第29条の3第4項により、福岡市と随意契約するものである。

随意契約理由書

1. 業 務 名：土地 2, 0 0 0 m²賃貸借
2. 契約の相手方：福岡市
3. 随意契約適用法令：会計法第 2 9 条の 3 第 4 項
4. 随意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本土地は、「博多港（箱崎ふ頭地区）航路・泊地（－1 2 m）（改良）浚渫事業」および「博多港（中央航路地区）航路（－1 2 m）（改良）浚渫事業」において、継続的に汚濁防止柵の組立・解体を行うために使用するものである。

(2) 理由

本工事現場の近隣にあつて専用かつ効率的な作業が可能な土地は、福岡市所有の香椎 3 号荷さばき地しかなかった。

よつて、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項により、福岡市と随意契約するものである。

随意契約理由書

1. 業 務 名：土地3,857.7㎡賃貸借
2. 契約の相手方：福岡市
3. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項
4. 随意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本土地は、「博多港（箱崎ふ頭地区）航路・泊地（-12m）（改良）浚渫事業」および「博多港（中央航路地区）航路（-12m）（改良）浚渫事業」において、使用するものである。

(2) 理由

本工事現場の近隣にあつて、専用かつ効率的な作業が可能な土地は、福岡市所有の中央ふ頭東2号上屋用地しかなかった。

よつて、会計法第29条の3第4項により、福岡市と随意契約するものである。

随意契約理由書

1. 業 務 名：灯浮標修理
2. 契約の相手方：株式会社緑星社神戸営業所
3. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項
4. 随意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本灯浮標は、毎年実施する浚渫工事において土砂投入場所を示すため使用しており、工事安全性を確保するための重要な機器である。事務所所有の灯浮標（M-380A 3基）及び灯浮標（M-250C 1基）において、経年使用によりパッキン類や蓄電池、制御盤等に不具合が生じたため、これら消耗品の交換を行うものである。

(2) 理由

灯浮標の規格毎に交換部品が異なることから、本灯浮標の製造メーカーである株式会社緑星社に依頼することが、確実に機器修理を行う唯一の方法と考えられる。

よって、会計法第29条の3第4項により、株式会社緑星社神戸営業所と随意契約するものである。

随意契約理由書

1. 業 務 名：土地3,857.7㎡賃貸借
2. 契約の相手方：福岡市
3. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項
4. 随意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本土地は、「博多港（中央航路地区）航路（-12m）（改良）浚渫事業」において、汚濁防止膜組み立て及び解体作業用地として使用するものである。

(2) 理由

本工事現場の近隣にあつて、専用かつ効率的な作業が可能な土地は、福岡市所有の中央ふ頭東2号上屋用地しかなかった。

よつて、会計法第29条の3第4項により、福岡市と随意契約するものである。

随意契約理由書

1. 業 務 名：令和6年度福岡空港増設滑走路・国際線旅客ターミナルビル等増改築供用式運営業務
2. 契約の相手方：株式会社西鉄ホテルズ
3. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項
4. 随意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

福岡空港は、博多港、博多駅、都市高速や国道3号線等、陸海空の玄関口が半径2.5km圏内に集まる都市圏に位置する利便性に富んだ空港であり、令和5年度では国内第4位の旅客数となっている。

このような中、航空機の混雑・遅延の解消及び将来の航空需要への適切な対応を図るため、滑走路の増設整備を進め、令和7年3月20日に増設滑走路を供用する予定となった。加えて、旅客数の増加に伴う出到着機能や店舗サービス等の不足、施設の狭隘化の解消のための福岡空港国際線ターミナル増改築も完了し、これらの事業にご尽力頂いた皆様への謝意を表すとともに、福岡空港の運用及び工事の実施に関し、ご理解・ご協力を頂いている地元関係者の方々へ感謝の意を表すことを目的とする。

(2) 理由

式典開催場所及び日時、交通の利便性、駐車場の有無について、候補となる会場を複数調査した結果、当日に式典招待者及び随行者等約500人を収容でき、招待者がスムーズに移動できる主要駅が近接している会場は、株式会社西鉄ホテルズが所有する「西鉄グランドホテル」以外には無かった。

また、式典の運営に際しては、会場の機材に精通し、同会場を所有、管理運営をしている株式会社西鉄ホテルズ以外には無い。

従って、会計法第29条の3第4項により、株式会社西鉄ホテルズと随意契約を行い、円滑な業務遂行を図るものである。